

別紙9「利用料金等の考え方」

※現在、検討している利用料金等の考え方であり、検討に応じて変更する可能性がある。また、公益上その他の特別の事由があると判断するときは、利用料金の免除・減額を検討している。

1 利用料金の考え方

料金別の帰属、納入者、料金の決定方法については以下のとおり。

種類	収入の帰属	納入者	利用料金等の決定方法	
			提案者	決定方法
施設利用料金(個人)	事業者	利用者	事業者	(1) 条例
施設利用料金(専用)	事業者	利用者	事業者	(2) 条例
その他諸室・設備利用料金	事業者	利用者	事業者	(3) 条例

2 利用料金

(1) 個人利用

個人利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定しており、周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	利用可能時間	上限額(税込) (二時間あたり)
メインプール サブプール 飛込プール	9:00-21:00	一般 : 520 円 高校生以下 : 320 円

※小学校就学前の者については、無料とすること。

※上記は、一人一回の利用料金の設定にあたり上限を定めるものであり、回数券や定期券の発行を妨げるものではない。

(2) 専用利用

専用利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	利用可能時間	区分 a	区分 b	上限額(税込) (二時間あたり)
メインプール (全面貸切)	9:00-21:00	アマチュア スポーツ	入場料なし	34,000 円
		その他の場合	入場料なし	116,000 円
		入場料あり		311,000 円
サブプール (全面貸切)	9:00-21:00	アマチュア スポーツ	入場料なし	27,000 円
		その他の場合	入場料なし	92,000 円
		入場料あり		253,000 円
飛込プール (全面貸切)	9:00-21:00	アマチュア スポーツ	入場料なし	16,000 円
		その他の場合	入場料なし	64,000 円
		入場料あり		146,000 円

※ メインプールを可動壁により分割して 25m プールとして利用する場合は、サブプールの表を準用する。

(3) その他諸室・設備

その他諸室・設備の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

諸室・設備名	利用可能時間	上限額(税込) (一時間あたり)
ドライランド	9:00-21:00	提案
機能分析室	9:00-21:00	提案
選手招集所	9:00-21:00	提案
報道関係者室	9:00-21:00	提案
コーチ室	9:00-21:00	提案
競技役員控室 1	9:00-21:00	提案
審判室	9:00-21:00	提案
放送室	9:00-21:00	提案
記録室	9:00-21:00	提案
競技本部	9:00-21:00	提案
来賓・大会役員室	9:00-21:00	提案
競技役員控室 2	9:00-21:00	提案
談話室 (兼会議室)	9:00-21:00	提案
会議室	9:00-21:00	提案
飛込競技役員室	9:00-21:00	提案
応接室	9:00-21:00	提案
音響・放送設備	9:00-21:00	提案
大型映像装置	9:00-21:00	提案
その他設備・備品等	9:00-21:00	提案